

○農林水産省告示第三百八十六号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第
七十三号）別表二の付表第二に基づき、平成六年
十月二十五日農林水産省告示第四百四十七号
（オーストラリア連邦産ケンジントン種のマンゴ
ウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定
める件）の一部を次のように改正し、平成九年四
月一日から施行する。

平成九年三月十二日

農林水産大臣 藤本 孝雄

三の（）中「有害動物及び有害植物」を「検疫有
害動物」に改め、同（）及び同（）を削る。

七を削り、六を七とし、五を六とし、四の次に
次のように加える。

五 植物防疫官による確認

三の（）の検査及び四の消毒が的確に実施され
たことが植物防疫官により確認されること。

七の次に次のように加える。

八 航空携行手荷物の輸入

航空携行手荷物として輸入される場合にあって
は、三の（）の植物検疫証明書又はその写しが
その生果実が輸入される場所に所在する植物防
疫所（支所及び出張所を含む）へあらかじめ送
付されており、かつ、当該証明書の内容の一部
を記載した植物検疫証票がそのこん包の表面に
貼付されているものであること。

九 表示

三の（）の検査及び四の消毒が行われた各生果
実には、輸出植物検疫が終了している旨の表示
がなされており、かつ、そのこん包には仕向地
が日本である旨の表示がなされていること。

正 誤

ページ段 行 誤 正
平成九年三月十二日(号外第四十五号)

同日(同号外)農林水産省告示第三百八十六号
(オーストラリア連邦産ケンジントン種のマンゴ
ウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定
める件の一部を改正する件)
(原稿誤り)

五九三 一七別表二

別表一